

令和5(2023)年7月から 生活保護法に基づく 指定医療機関の申請・届出が簡素化されます

これまでの手続き

保険医療機関等の申請等は地方厚生局等へ、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は都道府県等へ、それぞれ提出することとされていました。

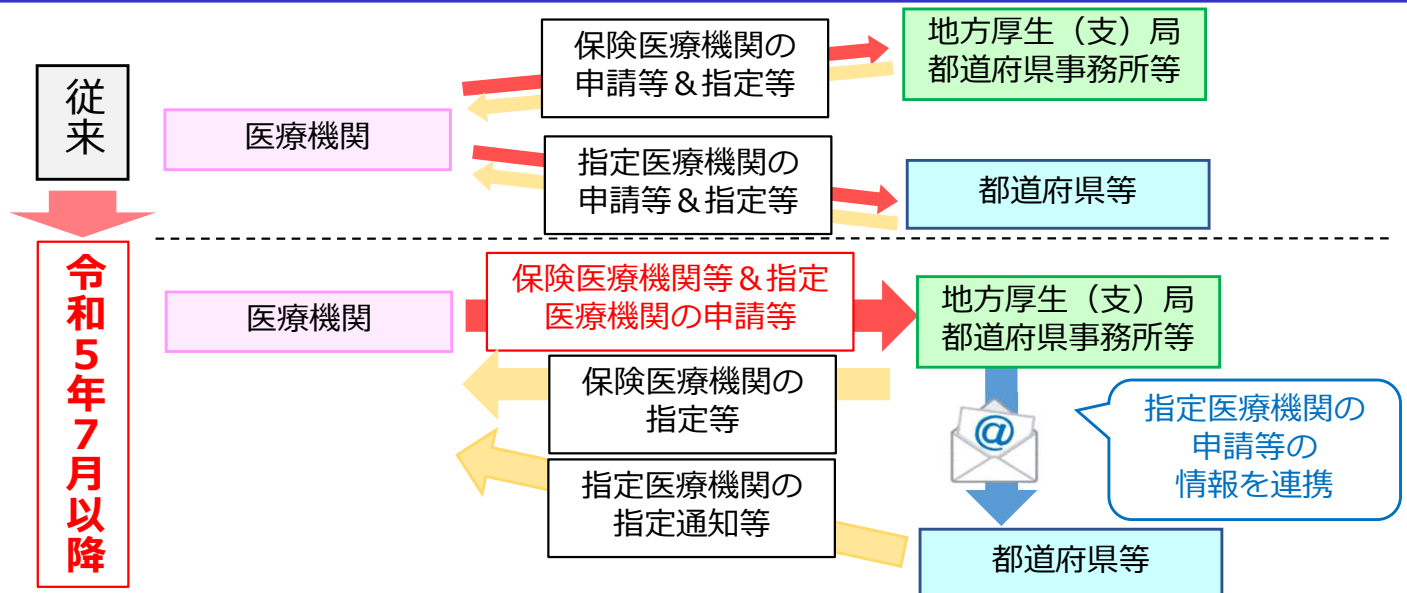
令和5(2023)年7月からの手続き

- ・ 指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出）を、医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局 都道府県事務所等を経由して都道府県等に提出することが可能になります。
- ・ 保険医療機関等の申請等の様式と指定医療機関の申請等の様式を統合し、1枚で2つの申請等を兼ねることが可能になります。

⇒**保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、1枚の様式で、地方厚生（支）局都道府県事務所等に提出できるようになります。**

※保険医療機関等の申請等をオンラインで行う場合は、指定医療機関の申請等も併せてオンラインで行うことができるようになります（新規指定申請を除く）。

保険医療機関等電子申請・届出等システムの利用開始にあたり、ID/PWの発行が必要となります。
申請先は、ヘルプデスク担当 ID/PW発行窓口（h-insurance-apply@am.nttdata.co.jp）になります。



注意点

- ・ 訪問看護ステーション、指定介護機関、指定施術機関は対象外です。
- ・ 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に、指定医療機関の申請等を直接都道府県等に提出することも可能です。
- ・ 地方厚生局等に提出する場合でも、引き続き生活保護法に基づく指定や取消等の処分は都道府県知事等が行います。生活保護法に基づく申請等に関する詳細は、都道府県等にお問合せください。